団 指 金 第 ９ ０ ６ 号
令 和 ８ 年 １ ０ 月 １ 日

関 係 機 関 の 長　　殿

大分県農林水産部団体指導・金融課長
（公　印　省　略）

大分県農業経営改善関係資金運営要領の取扱いの一部改正について（通知）

上記要領の取扱いについて、別紙のとおり一部改正したので通知します。
これにより、令和８年５月１１日付け団指金第２６０号の通知を廃止します。

改正理由
　大分県農業経営改善関係資金運営要領（以下「運営要領という」）の改正に伴う整備。

主な改正点、
　１）飼養衛生管理基準の対象家畜の追加
　２）添付書類一覧
　　・認定農業者、認定新規就農者、目標地図に位置付けられた者
　　いずれか該当する書類から該当する全ての書類を提出へ変更
　　・認定新規就農者の意見書　青年等就農支援資金買い入れの場合のみから
　　農業近代化資金（高度化資金）借入の場合を除くに変更
　３）様式の変更

1　運営要領第３の２の経営改善資金計画書に添付する主な書類は、以下のとおりとする。（詳細は別紙参照）

（１）貸付対象者確認資料

ア　認定農業者

農業経営改善計画認定書、農業経営改善計画認定申請書

イ　認定新規就農者

青年等就農計画認定書、青年等就農計画認定申請書

ウ　法人・団体共通

登記事項証明書（全部）※1、定款※1・2、規約※1

エ　集落営農組織（任意団体）

会計規則等、特定農業地利用規程に準じる規程、農業生産法人化計画に準じる計画

オ　目標地図に位置付けられた者

「地域計画のうち目標地図に位置付けられた者に関する証明書」（参考様式）等

カ　その他

家族経営協定書、略歴書※2（法人の場合は代表者の略歴書※2）

（２）経営実績等確認資料

ア　個人

最近３ヵ年の青色（白色）申告書〔貸借対照表、損益計算書〕、減価償却明細書、償還計画表

イ　法人・団体

最近３ヵ年の決算書〔貸借対照表、損益計算書、附属明細書、勘定科目明細書※2〕、償還計画表

ウ　その他

既往負債が確認できる書類※2、預貯金残高が確認できる書類※2等

（３）事業計画確認資料

事業に係る設計図・設計書・見積書・カタログ（導入機器等に係る必要箇所のみで可）・契約書・その他許可書等、
負債整理の場合は借用書

（４）補助事業確認資料

補助残の場合は、交付決定通知書（又は内示）及び交付申請書等（又は補助事業計画書）

（５）飼養衛生管理基準の遵守状況の確認資料

家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼育する事業を営む者が、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書を県家畜保健衛生所から交付を受け提出。（運営要領第３の２の（７））

注１：経営改善計画及び青年等就農計画の認定期間中に一度提出済みの場合で、変更がない場合は省略可

注２：融資機関及び保証機関が必要に応じて求めることができる

２　運営要領第３の５の(２)の意見聴取手続きは、以下のとおりとする。

融資機関は、推進会議の認定を融資条件としない案件について様式１により関係機関の意見を求めるものとする。

３　運営要領第３の８の(１)の経営状況報告については以下のとおりとする。

融資機関は、経営改善資金計画中、借入者より、運営要領参考様式３又は参考様式３を参考にして当該融資機関が定める様式により経営状況を報告させるものとし、必要があると認めた場合は、関係機関と連携して適切な指導を行うものとする（運営要領第３の８の(２)）。

なお、関係振興局から求められた場合、融資機関は、本報告資料について遅滞なく当該振興局へ送付するものとする（運営要領第３の８の（３））。

４　運営要領第３の３融資機関による関係機関への通知及び第３の５の融資審査等の手続きは、以下のとおりとする。

融資機関は、借入希望者から提出された書類に漏れがないかを確認し、委任された融資機関以外の場合は推進会議事務局に様式２により申請を行うものとする。（運営要領第３の３の（３）又は（４））

また、委任案件で基金協会保証希望がある場合は、様式３により融資機関は基金協会に対して審査依頼を行うものとする。

（各市町融資制度推進設置要領）

審査の結果、基金協会は様式４により融資機関に回答を行うものとする。

なお、委任案件であっても、委任を受けた融資機関及び基金協会は、大分県特別融資制度推進会議設置要綱（以下「推進会議設置要綱」という。）別紙１「特別融資制度推進会議の審査の考え方」を参考として、審査を行うものとする。

審査終了後、委任された融資機関は、認定の報告を推進会議事務局に対し様式５により行うものとする。

（各市町融資制度推進設置要領）

また、委任によらない場合、推進会議事務局は、審査を行うに際し推進会議設置要綱第３の３の（２）の規定により、借入者が同意書で提供先として同意した関係機関に対して同意した情報の写しを送付するものとする。

５　運営要領第３の７の（２）の借入希望者への通知手続きは、以下のとおりとする。

融資機関による融資の可否の通知は様式６又は融資機関所定の様式（ただし、様式６の項目が記載されている場合に限る）により行うものとする。